

### 所得税の確定申告が必要な人

- 事業所得（農林産業等や内職から生ずる所得）や不動産所得（地代・家賃）などがある人
- 給与所得者で年収が2,000万円を超える人
- 給与所得者で給与以外（農業など）の所得が20万円を超える人
- 給与所得者（パート・臨時雇用を含む）で年末調整をしていない人
- 2カ所以上の事業所等から給与・報酬などの収入がある人
- 土地、建物などを譲渡した人 等



### 確定申告により所得税が還付になる場合

確定申告をしなくてよい人でも、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- 住宅ローンなどを利用してマイホームを取得した場合
- 多額の医療費を支払った場合
- 災害や盗難にあった場合
- 年の途中で退職し、再就職していない場合 等

### 申告相談受付会場について

原則、旧町村での受付会場で申告してください。

詳しくは、府中税務署か神石高原町役場住民課及び各支所総務課町民係にお尋ねください。



## 保育所入所児童の募集

福祉保健課

☎ 9-3335

平成 17 年度の保育所入所児童の申し込みを受け付けています。

### ◎入所できる児童

両親の共働き、同居の親族の介護などのために、家庭で保育できない児童が対象です。また、同居の祖父母などが保育できない状態であることも条件となっています。

### ◎保育所の概要（平成17年1月1日現在）

| 地区 | 保育所名称   | 入所定員 | 保育時間           |                | 休所日               | 入所児童の範囲   |
|----|---------|------|----------------|----------------|-------------------|---|
|    |         |      | 月曜日～<br>金曜日    | 土曜日            |                   |   |
| 油木 | 油木保育所   | 60名  | 7:45～<br>17:30 | 7:45～<br>12:00 | 日曜・祝日・<br>第2土曜    | 平成11年4月2日から平成15年4月1日<br>生まれの児童                                    |
| 神石 | いずみ保育所  | 45名  | 7:50～<br>17:30 | 7:50～<br>12:00 | 日曜・祝日・<br>第2土曜    | 平成11年4月2日から平成15年4月1日<br>生まれの児童<br>(2歳未満の児童については、状況により相談に<br>応じます) |
| 豊松 | とよまつ保育所 | 60名  | 8:00～<br>17:45 | 8:00～<br>13:00 | 日曜・祝日・<br>第2,第4土曜 | 平成11年4月2日から平成15年4月1日<br>生まれの児童                                    |
| 三和 | こばたけ保育所 | 60名  | 7:45～<br>18:00 | 7:45～<br>12:30 | 日曜・祝日・<br>第2,第4土曜 | 平成11年4月2日から平成14年4月1日<br>生まれの児童                                    |
|    | くるみ保育所  | 45名  |                |                |                   |   |

### ◎保育料

平成16年中の所得税額と平成16年度の住民税額によって算定します。

### ◎申込書受付期間

平成17年1月11日（火）から平成17年2月4日（金）まで

### ◎申込受付場所及び問合先

申込用紙は各保育所及び本庁福祉保健課にあります。

|            |          |
|------------|----------|
| 神石高原町福祉保健課 | ☎ 9-3335 |
| 油木保育所      | ☎ 2-0906 |
| いずみ保育所     | ☎ 7-0099 |
| とよまつ保育所    | ☎ 4-2132 |
| こばたけ保育所    | ☎ 5-2718 |
| くるみ保育所     | ☎ 5-3329 |

